

京都市告示第 519 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により，騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し，平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

平成 21 年 3 月 30 日

京都市長 門川 大作

地域の類型	該当地域
A	本市の区域のうち，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域として定められた区域
B	本市の区域のうち，法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域，第 2 種住居地域及び準住居地域として定められた区域
C	本市の区域のうち，法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域として定められた区域

（環境局環境企画部環境管理課）